

議案第40号 説明資料

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,100円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,600円</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,300円</u>」とあるのは、「<u>34,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,300円</u>」とあるのは、「<u>46,900円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,100円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,600円</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,400円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,400円</u>」とあるのは、「<u>25,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,400円</u>」とあるのは、「<u>45,300円</u>」と読み替えるものとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
5 略 第 8 条～第 26 条 略	5 略 第 8 条～第 26 条 略